

# 地ブラ事務局 が行く!

今回は、自家農園で採れた果物や小麦、市産品を使って、季節にあわせたメニューを開発して、美味しいビュッフェランチを提供しているマリーズレストラン 花の果樹園(旧カーサ・ディ・マリー)を紹介します。

## マリーズレストラン 花の果樹園



季節の味が  
楽しめますよ!ぜひ  
お越しください。



高司真理さん

昨年の夏より、主品付きのビュッフェランチに変わり、名前も「花の果樹園」とリニューアルしました。季節の地元野菜やフルーツをたっぷり使った料理でお待ちしております。

## うまかもん店 シリーズ 第6弾

この「のぼり」  
を目印にお越し  
ください!



ビュッフェ  
ランチ  
¥1,570

問い合わせ先 合志市特産品地域ブランド推進協議会(合志庁舎 商工振興課内)  
☎242-1270 ホームページアドレス <http://www.kinasse-koshi.jp>

# 「登録調査員」募集

国が実施する統計調査に従事する統計調査員の登録(登録調査員)を随時募集しています。

## 「統計調査員」の仕事とは?

統計調査ごとに多少の違いがありますが、おおまかには次のとおりです。

- ①事務打ち合わせ会(説明会)への出席、調査内容の理解
- ②担当調査区の範囲と調査対象の確認
- ③記入依頼・調査票の配布(記入の仕方の説明)
- ④記入された調査票の回収
- ⑤集めた調査票の審査・整理
- ⑥調査票など調査関係書類の提出

## 調査員の登録方法

### 1 統計調査員希望者の登録ができる人

- ①市内での調査活動が可能で、満20歳以上65歳以下の健康な人。
- ②責任を持って調査事務を遂行できる人。

- ③調査により知り得た秘密を守れる人。
- ④警察、税務、興信所などの業務に従事しておらず、選挙に直接関係のない人。
- ⑤その他、調査活動に支障のない人。

### 2 統計調査員登録申請書の提出

登録を希望する人は、「統計調査員登録申請書」に必要な事項を記入し、押印のうえ企画課へ提出してください。申請書様式は市ホームページもしくは企画課窓口にあります。統計調査員として登録されると、各種統計調査(年数回)が行なわれる際に、優先して調査業務の依頼を行ないます。



## 平成24年度に実施予定の主な統計調査

統計調査名	調査期日	対象
労働力調査	毎月末日(12月は26日)	一部の世帯とその世帯員
就業構造基本調査	10月1日	一部の世帯とその世帯員
工業統計調査	12月31日	全事業所(製造業) ※ただし、従業員3人以下の事業所を除く
住宅・土地統計調査(単位区設定)	平成25年2月1日	一部の世帯

※各統計調査詳細については、総務省・経済産業省のホームページなどをご覧ください。

問い合わせ先 企画課 政策企画班(合志庁舎) ☎248-1813

## 合志市国民健康保険加入者・後期高齢者医療制度加入者限定!

プールに行って健康になろうよ!事業

# ユーパレス弁天プール使用料割引補助券希望者募集

## ユーパレス弁天プール使用料1回当たり200円割引券50枚を補助します!

合志市国民健康保険および後期高齢者医療制度では、加入者の健康維持・増進を目的としてユーパレス弁天のプールを利用する加入者にプール使用料の補助をします。

### ●対象者

次の条件をいずれも満たす人

- ①現在、合志市国民健康保険および合志市の後期高齢者医療制度に加入している人で、保険税(保険料)過年度分の滞納のない世帯の人
- ②平成24年4月1日時点で50歳以上の人(昭和37年4月2日以前に生まれた人)  
※合志市国民健康保険および後期高齢者医療制度(合志市)の保健事業の一環であるため、他の保険などの加入者は対象外になりますのであらかじめご了承ください。また、申請者本人しか利用できません。

- 受付期間 3月1日(木)~4月27日(金)  
ただし、国民健康保険加入者320人、後期高齢者医療制度加入者30人に達した時点で終了します。

### ●申込方法

ご加入の保険証と印かんをご持参のうえ、

- ①国民健康保険加入者は、健康づくり推進課(西合志庁舎)の窓口
- ②後期高齢者医療制度加入者は、高齢者支援課(西合志庁舎)の窓口でお申し込みください。受付窓口で申込書記入後、補助券を交付します。



問い合わせ先 健康づくり推進課 国保年金班(西合志庁舎) ☎242-1183  
高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎) ☎242-1109

# 契約情報 平成24・25年度 小規模工事等契約希望者登録申請を受付します

小規模工事登録制度は、市が発注する小規模工事(維持工事、修繕などの実施金額が50万円以下で内容が軽易なもの)の受注希望者をあらかじめ登録し、発注の際には、積極的に業者選定の対象とする制度です。

※今回は、平成24・25年度分の登録申請になりますので、前回登録した事業所も登録申請が必要です。

### ●登録条件

- ・市内に本社の法人登記がある法人事業者
  - ・市内に住民登録がある代表者が経営する個人事業者
- 次のいずれかに該当する場合は登録できません。
- (1) 市内に主たる事業所または住所を有しないもの
  - (2) 成年被後見人または破産者で復権を得ていないもの
  - (3) 合志市競争入札参加資格者名簿に登録されているもの
  - (4) 登録業種にかかる契約を履行するために必要な資格、免許などを有しないもの
  - (5) 市税などを滞納しているもの

●有効期間 平成24・25年度

### ●提出書類

- ・登録申請書(財政課に有)
- ・登録希望業種を履行するために必要な資格、免許などを証明する書類の写し
- ・印鑑証明
- ・商業登記簿謄本の写し(法人の場合)
- ・住民票(個人の場合)
- ・納税証明書 消費税および地方消費税 法人税、法人事業税、法人市民税(法人の場合) 所得税、個人事業税、市民税(個人の場合)
- 登録受付 財政課(合志庁舎)で随時受付  
午前8時30分~午後5時 土・日、祝日は除く

問い合わせ先 財政課 財政班(合志庁舎) ☎248-1667